

# 高速道路通行料金後納制度利用規約

(目的)

第1条 この規約は、日本高速道路利用協同組合（以下、「甲」という。）が、東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・各道路公社等の所管に属する高速自動車道・一般有料道路（以下、「高速道路」という。）の通行料金後納制度の取扱い及びETCコーポレートカード・ETC法人カード（以下、「ETCカード」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 甲が収受する高速道路の通行料金後納制度の利用資格者は、甲に所属する組合員（以下、「乙」という。）に限られる。

(利用できる車両の範囲)

第3条 前条規定の組合員が、正当な使用权を有し、自己のために運行の用に供する車両に限られる。

2 利用車両の名義は、法人の場合は会社名義に限られ、みなし法人の場合は会社名義若しくは代表者名義に限られる。

(後納利用申請手続)

第4条 後納制度の利用承認を受けようとする者（以下、「後納申請者」という。）は、甲が規定する請書に下記の書類を添付して甲に提出しなければならない。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 通行料金後納利用申請書（組合加入申込書）            | 1通  |
| (2) 料金引き落としのための指定金融機関の口座振替依頼書       | 1通  |
| (3) 利用する全車両の車検証の写し                  | 各1通 |
| (4) ETC車載器のセットアップ管理番号（セットアップ証明書の写し） | 各1通 |
| (5) その他甲が必要とする書類                    | 必要数 |

(後納利用資格審査)

第5条 甲は、後納利用資格審査会において、後納利用資格の採否を審査する。

(後納利用請書の遵守)

第6条 後納申請者は、第4条で規定する請書を提出しなければならない。

2 後納利用承認を受けた者（以下、「後納利用者」という。）は、当該請書の誓約事項を厳正に遵守しなければならない。

(後納利用承認の通達)

第7条 承認は、通行料金後納利用承認書（以下、「承認書」という。）を交付することにより行うものとする。

2 承認書交付とともに、ETCカードを交付する。

(ETCカードの利用及び取扱い)

第8条 ETCカードの利用及び取扱い・保管は、本条の規定によらなければならない。

- 後納利用者は、ETCカード管理者（以下、「カード管理者」という。）を決めて、甲に登録しなければならない。
- ETCコーポレートカード（カードに車両番号表記）は、一枚のカードで同時に2台以上の通行、支払はできない。
  - ETCコーポレートカードは、登録された車両以外に利用することが出来ない。（ETC法人カードは、この限りではない。）
  - ETCコーポレートカードは、各道路事業者に届出た利用車両のETC車載器にセットし、ETC専用レーンを通することにより通行料金を決済することが出来る。
  - ETCカードは、ETC専用レーンの無い料金所においては、入口料金所で通行券を受取り、出口料金所では、通行券とETCカードを係員に手渡して通行料金を決済することが出来る。
- ETCカードの取扱いは、カード管理者、又はその指定するものに限らなければならない。
- ETCカードの取扱いについては、次の手順を経なければならない。
  - ETCカード管理表による取扱いを励行すること。

② 乙のカード管理者の指示に従うこと。

(5) 次に掲げる者以外は、E T Cカードを利用できない。

① 乙

② 乙の使用人その他の従業者

(6) E T Cカード利用者は、変形・破損・紛失・窃盗等防止のため、利用規則を徹底させること。

(7) E T Cカード利用者は、甲が配布するE T Cカード使用についての注意事項等のポスターを事務所及び運転者控室に提示する等、取扱注意事項を周知徹底すること。

(8) E T Cカード利用者は、甲が行う高速道路利用研修会にカード管理者を出席させる等、E T Cカード利用教育につとめること。

(E T Cカードの紛失)

第9条 E T Cカード利用者は、E T Cカードを紛失し、若しくは窃取され、又はその他の事由により、E T Cカードが滅失(以下、「紛失等」という。)したときは、直ちに甲に連絡のうえE T Cカード紛失届を提出しなければならない。

(亡失の責任)

第10条 乙が、管理上の徹底不足、不注意等でE T Cカードの取扱いとしてふさわしくない事由によりE T Cカードを亡失したと甲が認めた場合には、甲の定める期間はE T Cカードの再発行は出来ないものとする。

2 亡失したことにより生ずる一切の責任は、亡失理由のいかんにかかわらず、乙が負うものとする。

(E T Cカードの追加発行)

第11条 乙は、増車等の理由によりE T Cカードを追加したいときは、E T Cカード追加申込書及び必要書類を甲に提出することにより追加発行を受けることが出来るものとする。

2 乙は、追加発行に関し、E T Cカード1枚に付き所定の手数料を請求されるものとする。

(E T Cカードの再発行)

第12条 乙は、E T Cカードを亡失した場合、又は乙の責に帰すべき事由によりE T Cカードを破損した場合は、E T Cカード再発行申込書を当該E T Cカードとともに甲に提出及び返却し、再発行を受けることができる。

2 乙は、再発行に関し、E T Cカード1枚に付き所定の手数料を請求されるものとする。

(E T Cカード返却)

第13条 乙は、次の各号の一に該当する場合、直ちにE T Cカード返却届を添えて、甲に返却しなければならない。

(1) 乙の車両を廃車、譲渡、名義変更等をし、車両の所有者でなくなったとき。

(2) 事業停止、廃止、その他の事由によりE T Cカードを利用しなくなったとき。

(3) 後納制度の承認が取消され、又は後納制度の取扱いが停止されたとき。

(4) 車両制限令違反等が度重なり、違反に係る点数が累計30点となったとき。

(事務委託)

第14条 乙は、甲の定める基準により事務手数料を支払うものとする。

(後納料金の納入)

第15条 乙は、乙の指定する金融機関に後納料金支払のための自己の口座を開設しなければならない。

2 乙は、毎月甲が送付する後納料金請求書に従って第1項に規定する口座に遅滞することなく料金を納入しなければならない。

3 乙が、前項の規定による料金の納入を行わず甲が督促してもなお指定の振込みを行わないときは、甲がやむを得ざるものと認める場合を除き、後納利用を停止する。

(後納料金の延滞処分)

第16条 甲は、後納利用者が後納料金請求書の納入期日迄に後納料金を納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとする。また、督促状1通につき1,252円(内容証明発送代金)を徴収する。

2 前項の納入期日は、督促状を発した日から起算して7日とする。

(延滞損害金)

第17条 甲は、前条の規定による督促を受けた後納利用者が、督促納入期日までに後納料金及び督促料を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ未納後納料金に年利14.6%の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

(支払保証)

第18条 甲は、乙に対し、甲が定める基準により月間利用額の3ヶ月分を下らない額の支払保証を次に掲げる中から求めることができる。

- (1) 甲が求める連帯保証人（銀行保証書等）の提出
- (2) 甲が定めた一時保証金及び積立保証金
- (3) その他甲が必要とする保証方法（定期預金質権設定等）
- (4) 保証金の預託に伴い発生する利息は、甲に帰属するものとする。

(期限の利益の喪失)

第19条 乙は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

- (1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分の申立または滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別精算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (4) 甲に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
- (5) 甲よりETCカード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

(利用の停止)

第20条 次のいずれかに該当する場合は、甲は期間を定めて乙のETCカードの利用を停止するものとする。

- (1) ETCカード利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- (2) この規約に違反する行為をしたとき。
- (3) ETCカードを管理上の徹底不足、不注意等でETCカードの取扱いにふさわしくない事由等により亡失したとき。
- (4) 第15条2項に定める支払期限までに通行料金を支払わないとき。
- (5) 前条に定める場合の他、通行料金の支払が危ぶまれる事由が発生したと甲が認めたとき。

(利用承認の取消し)

第21条 甲は、乙が、次のいずれかに該当する場合は、後納制度及びETCカード利用承認を取消す。この場合、乙は、直ちにETCカード返却届を添え、ETCカードを甲に返却するものとする。

- (1) 第15条2項に定める支払期限までに通行料金を支払わないとき。
- (2) ETCカードの交換、改変その他の手段により不法に通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- (3) ETCカードの管理について、事故、又は重大な過失があったと認められるとき。
- (4) 後納取扱停止期間中に、ETCカードを使用したとき。
- (5) 事故等によるETCカード利用者の責に帰すべき事由により、各道路事業者に対し発生した原因者負担金を速やかに支払わない場合。
- (6) ETCカードの有無にかかわらず、不法な方法で高速道路通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- (7) 第8条1項(5)の規定に反して、第三者にETCカードを使用させたとき。
- (8) ETCカードの有無にかかわらず、車両制限令違反及びその他違反に係る点数が累計30点となった時、または違反者講習を受講し累積点数が30点を超える事実が判明したとき。
- (9) この規約に違反する行為をし、その情状が重いとき及びその他後納利用者が高速道路利用に関して後納利用者として不適切な行為をしたとき。

(不正使用による損害賠償責任)

第22条 前条規定の行為を犯した後納制度利用者は、当該事犯によって甲及び甲を構成する全組合員がこうむる損害に対して全額を賠償しなければならない。

(利用停止中の使用)

第23条 乙が、第20条、第21条に規定された各項目に該当する行為を犯した場合は、甲は直ちに利用停止を

通告する。

2 利用停止中に使用したときは、甲がやむを得ざる事由によると認める場合を除き、甲及び甲を構成する全組合員がこうむる損害に対して全額を賠償しなければならない。

(E T Cカードの解約)

第24条 E T Cカード利用者は、E T Cカードを利用する必要がなくなったときは、速やかにE T Cカード利用解約届を甲に提出するとともに、E T Cカードを返却する事。

2 E T Cカード利用者が保証金の預託によりE T Cカード利用料金等の支払いを保証している場合において、第1項のE T Cカード利用解約届の提出があったときは、甲はE T Cカード利用料金等の支払が完済されていることが確認でき理事会の承認を受けた後、乙に保証金を返還するものとする。(支払保証書も同等とする。)

(後納の管理)

第25条 後納制度管理者は、各道路事業者に対する甲の後納利用管理責任を代表する。

2 後納の管理は、甲の定款、関係諸規定、後納利用規約等に準拠する。

(警告)

第26条 乙は、E T Cカードの利用に関し甲から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

(教育情報)

第27条 定款第7条の事業規定に基づいて、高速道路等適性利用のための教育情報事業を行う。

(届出事項変更届)

第28条 乙は、甲に提出した書類に変更があったときは、速やかに届出事項変更届及び添付書類を甲に提出しなければならない。

(必要書類の提出)

第29条 乙は、E T Cカードの利用について甲が必要とする書類の提出を求めたときは、速やかに必要書類を甲に提出しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第30条 甲は、乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、甲を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則

1. 本規約の改廃は、総代会の議を経て行うものとする。